

小型空調契約

令和8年2月1日

因の島ガス株式会社

目次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 用語の定義 | 1 |
| 3. 適用条件 | 1 |
| 4. 契約の締結 | 1 |
| 5. 使用量の算定 | 2 |
| 6. 料金 | 2 |
| 7. 単位料金の調整 | 2 |
| 8. その他 | 3 |
| 付 則 1. 実施の期日 | 3 |
| 別 表 1. ガス料金の算定方法 | 3 |
| 2. 料金表 | 5 |
| 3. 電気・ガス料金負担軽減支援事業について | 5 |

1. 目的

この契約は、負荷調整を推進しつつ当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5kW(30U.S.RT)以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)の8か月間をいいます。
- (3) 「冬期」とは12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)の4か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置する場合には、当社に対してこの契約の適用を申し込むことができます。

4. 契約の締結

- (1) この契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申し込み用紙により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約または小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が

過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

6. 料金

(1) 料金の支払期限日につきましては、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内といたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用（各料金表の基本料金、基準単位数料金又は7の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）してガス料金を算定します。

7. 単位数料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格に対して上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用してガス料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり） 69,130円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1（3）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG（一般用）平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）とLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トン当たりLNG（一般用）平均価格} \times 0.9738 \\ & + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0284 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. その他

（1）その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本契約の実施期日

本契約は、令和8年2月1日から実施いたします。

（別表）

1. ガス料金の算定方法

（1）ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（2）従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（3）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ③ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間のガス料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

またこのとき、この料金算定期間の末日が4月1日から11月30日に属する場合にはその他期の調整単位料金を、12月1日から3月31日に属する場合には冬期の調整単位料金を適用いたします。

- (4) 調整単位料金を算定しなかった場合、料金算定期間の末日が4月1日から11月30日に属する場合にはその他期基準単位料金を、12月1日から3月31日に属する場合には冬期基準単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 基本料金

| | |
|---------|-----------------|
| 1 か月につき | 2,831.40 円 (税込) |
|---------|-----------------|

(2) 基準単位料金

| | 冬期 | その他期 |
|-------------|---------------|---------------|
| 1 立方メートルにつき | 148.50 円 (税込) | 148.50 円 (税込) |

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 電気・ガス料金負担軽減支援事業について

政府支援による電気・ガス料金支援（電気・ガス料金負担軽減支援事業）により2026年2月検針分から2026年4月検針分まで、政府が定めた値引き単価により、ご使用量に応じた値引きを行います。本事業に関しまして、お客様ご自身でのお手続き・当社へのお申込みは不要です。

(1) 当社と都市ガスのご契約をいただいている、すべてのお客様が対象となります。ただし、都市ガス年間契約量が1,000万 m^3 以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

(2) 適用時期と値引き単価 *消費税相当額を含みます。

| 2026年2月検針分～3月検針分 | | 2026年4月検針分 | |
|------------------|----------------------|------------|---------------------|
| 都市ガス | 18.0 円/ m^3 | 都市ガス | 6.0 円/ m^3 |

(3) 値引き方法

本事業において定められている値引き単価を、原料費調整による調整額から差し引き料金を算定いたします。

(4) 周知

当社ホームページの「単位料金調整額のお知らせ」の中に記載します。

又、毎月お配りしている「ガスご使用量のお知らせ」にも記載します。